

答 申 第 8 7 号
(諮 問 第 9 1 号)

令和 2 年 (2020 年) 1 月 24 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

令和元年 (2019 年) 10 月 15 日付け鎌総第 2112 号で諮問のあった
下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

平成 31 年（2019 年）3 月 7 日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「平成 30 年度 第 7 回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会作業部会における連携の概念図」について、実施機関鎌倉市長が平成 31 年（2019 年）3 月 18 日付けで行った行政文書一部公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、平成 31 年（2019 年）3 月 7 日付けで鎌倉市情報公開条例（平成 13 年 9 月 28 日条例第 4 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成 30 年度 第 7 回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会作業部会における連携の概念図」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、平成 31 年（2019 年）3 月 18 日付け鎌倉市指令環施第 12 号で行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、平成 31 年（2019 年）3 月 22 日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が平成 31 年（2019 年）3 月 22 日付けで提出した審査請求書、同年 4 月 22 日付けで提出した反論書、令和元年（2019 年）5 月 23 日付けで提出した再反論書、同年 6 月 17 日付けで提出した再々反論書、同年 7 月 8 日付けで提出した再々々反論書、同年 10 月 21 日付けで提出した意見書及び同年 11 月 11 日実施の口頭意見陳述における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次

のとおりである。

ア 実施機関は平成 30 年度末にごみ処理広域連携について結論を出すと議会で答弁しているので、平成 28 年 7 月 29 日付けの「覚書」に関する 2 市 1 町の「連携の概念」を知る権利は何人にもあり、未成熟な情報とすることは不当である。

イ 本件請求対象文書は、ごみ処理広域化検討協議会で検討するためのたたき台を作成する等の下準備をするための作業部会で用いられたものであることから、不確定な情報であることは明らかであり、公開することにより市民に混乱をもたらすものではない。

ウ 不確かな情報であっても、情報公開制度により、知る権利を保障することは、市民の意思を市の意思決定過程に反映させる重要かつ正当な市政への参加方法の一つであり、一部公開は不当である。

3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

平成 31 年（2019 年）4 月 11 日付けで提出した弁明書、令和元年（2019 年）5 月 16 日付けで提出した再弁明書、同年 6 月 11 日付けで提出した再々弁明書、同年 7 月 3 日付けで提出した再々々弁明書及び同年 11 月 11 日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 鎌倉市、逗子市及び葉山町の間での協議に時間を要したことから、平成 30 年度末に実施計画を策定し、広域連携の結論を出すに至らなかったため、本件請求のあった時点では逗子市及び葉山町との協議は継続中であった。
- (2) このため、非公開とした部分は、逗子市及び葉山町と協議中のごみ処理連携に係る不確定な情報が記載されており、その後変更する可能性があることから、公開した場合には市民の間に混乱を招くおそれがあり、条例第 6 条第 3 号に該当する。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書、再反論書、再々反論書、再々々反論書、意見書及び口頭意見陳述並びに実施機関からの

弁明書、再弁明書、再々弁明書、再々々弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

- (1) 本件対象文書は、平成30年度第7回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会の作業部会において使用された、連携の概念図である。

そこで、本件対象文書について、一部公開とした実施機関の処分について検討する。

- (2) 条例第6条第3号該当性について

ア 条例第6条第3号は、「実施機関並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非公開とする旨を規定している。

イ 当審査会が本件対象文書を見分したところ、実施機関が主張するとおり、鎌倉市、逗子市及び葉山町の間で検討中の、新たなごみの広域処理に係る各市町の施設配置等の情報が概念図として記載されていることが認められた。

本概念図に記載された情報は、本件処分時においてはいまだ審議継続中の未成熟なものである。また、本概念図の体裁として、不確かな情報であることが一見して明らかであるとまではいえない。したがって、本件処分時において、このような未成熟な情報を公開することは、市民に不正確な理解や誤解を与え、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとの実施機関の主張には理由がある。

よって、条例第6条第3号に該当するとした実施機関の判断は、妥当である。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
H 3 1 / 3 / 7	行政文書公開請求書が提出される
3 / 1 8	行政文書一部公開決定
3 / 2 2	審査請求書が提出される（処分庁：環境施設課 審査庁：総務課）
4 / 1 1	処分庁が審査庁に弁明書を提出
4 / 2 2	審査請求人が審査庁に反論書を提出
R 1 / 5 / 1 6	処分庁が審査庁に再弁明書を提出
5 / 2 3	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
6 / 1 1	処分庁が審査庁に再々弁明書を提出
6 / 1 7	審査請求人が審査庁に再々反論書を提出
7 / 3	処分庁が審査庁に再々々弁明書を提出
7 / 8	審査請求人が審査庁に再々々反論書を提出
8 / 2 1	口頭意見陳述を実施
1 0 / 1 5	審査会に対し諮問
1 0 / 2 1	審査請求人が審査会に意見書を提出
1 1 / 1 1	第 113 回審査会で審議 （審査請求人からの口頭による意見陳述） （実施機関からの口頭による決定理由説明）
1 2 / 1 6	第 114 回審査会で審議
R 2 / 1 / 2 4	答申（答申第 87 号）